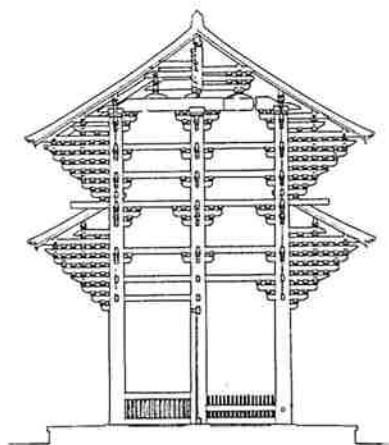


日本イコモス国内委員会

JAPAN ICOMOS INFORMATION

第4期 第6号 1999年6月9日 発行



目次

ICOMOS本部の次期役員の選挙について	石井 昭	1
1999年次第1回理事会(拡大理事会)報告	日高健一郎・他	2
ISCARSAHと日本イコモス第3小委員会の活動		
これまでの経緯と近況報告	日高健一郎	6
Principles 草案(1999年5月)原文および和訳		7
Principles 草案(1998年12月)に対する意見書		17
歴史と構造そしてICOMOS-ISCARSAH	坂本 功	19
土壁の応急補修を考える	西澤英和	20
阪神大震災と文化財建造物の構造補強	村上裕道	22
人々が生活する歴史的環境の保存への協力 - ネパールでの		
国際的な保存活動	渡辺勝彦	26
事務局日誌(1999/2/1~5/31)	事務局	30
お知らせ - 2件	山田幸正	32

JAPANESE NATIONAL COMMITTEE

ICOMOS

INTERNATIONAL COUNCIL ON MONUMENTS AND SITES/国際記念物遺跡会議

表紙 : 東大寺南大門
COVER : Todaiji Nandaimon

ICOMOS本部の次期役員選挙について

石井 昭

3年に1度のICOMOS総会における重要な議事の一つは本部役員改選です。本年10月17日から23日までメキシコ国内で開催される第12回総会においても、まず、初日（メキシコシティ、総会第1部）の議事の中で選挙管理委員の指名、候補者名簿の確定、等の手続きがとられ、シンポジウムその他の行事が終ったあと、最後の第6・7両日（グアダハラ、総会第2部）の議事の中で必要な投票が行なわれる予定になっています。

1998年次諮問委員会で承認された候補者

会長候補

Sherban Cantacuzino (イギリス)

Michael Petzet (ドイツ)

Maria Rosa Suarez Inclan Ducassi (スペイン)

事務局長候補

Jean-Louis Luxen (ベルギー)

財務部長候補

Abdel Aziz Daoulatli (チュニジア)

Leo van Nispen (オランダ)

副会長（定数5）候補

Sheridan Burke (オーストラリア)

Saleh Lamei (エジプト)

Dawson Munjeri (ジンバブエ)

Carlos Pernaut (アルゼンチン)

Esteban Prieto (ドミニカ)

Christian Schmuckle Mollard (フランス)

Ann Webster Smith (アメリカ)

Gamini Wijesuriya (スリランカ)

執行委員（定数12）候補

Nikos Agriantonis (ギリシア)

Maria Arias Incolla (アルゼンチン)

Ray Bondin (マルタ)

Dinu Bumbaru (カナダ)

Jose Correa (ペルー)

Tamas Fejerdy (ハンガリー)

Todor Kretev (ブルガリア)

Francisco Lopez Morales (メキシコ)

Carlos Mesen (コスタリカ)

Axel Mykleby (ノルウェー)

Yukio Nishimura (日本)

Krzysztof Pawlowski (ポーランド)

Rodolfo Ulloa Vergata (コロンビア)

ご承知のことでしょうが、本部役員とは、会長1名、事務局長1名、財務部長1名、副会長5名、執行委員12名、すなわち計5役・20名の総称です。規約には、いずれも任期3年で連続在任3期をもって限度とすること、20名はすべて異なる国（正確には異なる国内委員会）の出身でなければならないこと、などが定められています。

立候補の受付は2度に分けて行なわれます。1度目の期限は総会開催年の前年の諮問委員会議の初日。この日までに所属国内委員会の推薦を受けるなど所定の諸要件を満たす形で届出た者は、諮問委の議を経て名簿に登載され公表されます。今回の場合、ご覧の名簿がそれであって、昨年9月10-11日のストックホルム会議で承認され、ICOMOS NEWS No.3 (Dec.1998)を通じて全会員に告示されました。他方、2度目の期限は総会の初日（正確には同日午後5時）です。したがって候補者はまだ増えるかもしれません。

わが日本イコモスからは、ご承知のごとく、西村幸夫氏が執行委員に再度、立候補しております。前回同様、上位当選を

期して、会員の皆様、とりわけ総会に出席される方々のご支援をお願いします。

規約によれば、役員選挙のための投票権は1国内委員会につき最大18名に付与され、総会出席者がその数に及ばない場合は、出席者1名につき最大5票まで委任状による代理投票が認められますが、いずれにせよ、投票権者名簿と委任状とを総会開催1ヵ月前までに本部事務局（パリ）へ届けなければなりません。日本イコモスとしては、拡大理事会（6月12日・9月11日）にこの件を諮ったうえで所定の手続きを進めますので、もし、総会への出席を予定しながら当方へその旨をまだ通報しておられない方がありましたら、至急お申し出ください。目下のところ11名の出席予定を把握しています。

1999 年次第 1 回理事会(拡大理事会)報告

1999 年次第 1 回理事会(拡大理事会)が、去る 3 月 13 日(土曜日)午後 1 時より 5 時 30 分まで東京・神田の学士会館で開催された。出席者は委員長：石井 昭、理事：岡田保良、日高健一郎、藤本 強、安原啓示、渡辺保弘、顧問：伊藤延男、稲垣栄三、小委員会主査：益田兼房、事務局員：我妻綾子(陪席)の各氏であった。

[報告事項]

1) 日本イコモス国内委員会関係

－ JAPAN ICOMOS INFORMATION 第 4 期第 5 号

石井委員長より、標記の号を 3 月 5 日付で発行し、全会員 158 名と関係 15 機関(国内 7、海外 8)に郵送した旨、報告があった。

－ 海外文化遺産の調査と保存に関する第 3 回円卓会議

岡田理事より、日本建築学会との共催による標記の会議が 99 年 2 月 5 日(金)に建築会館会議室で 30 人以上の参加者を得て開催されたとの報告があった。三宅理一・西本真一両氏の話題提供を含む会議の概要は INFORMATION 第 5 号に報告された通りである。次の第 4 回は、「海外文化遺産の保存修復と建築史」というテーマで 11 月 20 日(土)に開催を予定している。

2) ICOMOS 国際専門分科委員会関係

－ ISCARSAH 作成の PRINCIPLES 草案に対する意見書

ISCARSAH (建築遺産の構造解析と修復に関する専門分科委員会) の日本代表日高理事から、同専門委員会作成の“RECOMMENDATION” 第一部 PRINCIPLES の草案に対して、昨年 12 月の理事会決定に従い第 3 小委員会において必要な作業を進め、2 月初めに日本国内委員会の名による意見書を ISCARSAH 事務局に送付した、との報告があった。併せて、2 月 19 日(金)から 21 日(日)にかけてイギリスのマンチェスターで同専門委員会が開かれ、日高理事が出席し、PRINCIPLES 最終原案が確定したことが報告された。

－ 文化観光国際専門分科委員会の近況

標記専門委員会の日本代表石井委員より、INFORMATION 第 5 号に収載した INTERNATIONAL CULTURAL TOURISM CHARTER の最終案について、これまでの経緯と問題点の説明、報告があった。出席者から、昨年夏の草案に比べると条文が改善され、妥当な憲章になったとの意見、観光と保存の両立を目指すその精神には、従来の ICOMOS の方向と異なる動向が見られ、今後を注視すべきであるという意見、柔軟な運用によってこの憲章は日本の文化財保護にも有益となるという意見などが述べられた。

3) US/ICOMOS INTERN PROGRAM 1999 への応募者推薦

渡辺理事から、選考委員会(前野まさる、稲葉信子、渡辺保弘各理事)において希望者 3 名中より 2 名を選考し、石井委員長の推薦状を添えて応募書類一式を勇壮した旨の報告があった。US/ICOMOS による採否決定は 4 月末に本人へ通知される。この件に関連して、日本国内委員会でも米国からのインターン受け入れを早急に実現すべきことが再確認された。

[審議事項]

1) 日本イコモスの組織に関する中長期的課題(継続)

INFORMATION 誌第 4 期第 1~5 号に逐次報告されてきた通り、「会員」「財政」「事務局」の 3 項にかかわる中期的課題については、拡大理事会で過去 1 年間にわたり継続審議を重ねた上、1998 年次総会(12 月 13 日開催)でも重要な協議事項として会員諸氏から意見を聴取した。その結果、依然として未解決の問題が多いとはいえ、議論自体はほとんど尽くされた観がある。こうした状況を踏まえて、石井委員長から次のような意見が示され、審議の結果、これを了承した。(1)拡大理事会における継続審議は今回をもって終える。(2)残された課題、とくに「2001 年以降の事務局を何処に置くか」などの理事会の責任で解決しなければならない課題については、相応の準備・折衝機関を設け、来年時早期に審議を再開して結論を見出すことにしたい。

2) 新規入会者及び退会者の承認

下記 1 名の入会と 1 名の退会について石井委員長ならびに渡辺理事から説明があり、審議の結果、両者を承認した(敬称略)。

(入会者)	(現職)	(推薦者)
南條洋雄	株式会社南条設計室代表	田原幸夫・陣内秀信
(退会者)	(事由)	
川添智利	1999 年 1 月 29 日 逝去	

3) 新規入会者の勧誘方針

石井委員長から、拡大理事会および年次総会の合意に沿い、今年は現会員数の約 1 割に相当する 15 人程度の新規入会を期待したい、という基本方針が示された。岡田理事(会員担当)からは、専門分野のバランスを考慮しつつ、海外で学術調査・技術交流等で活躍する専門家を含め 30 人程度の候補者を考えているとの報告があり、増田主査からも数人の候補者の紹介があった。また安原理事からは、今後会員数を補強すべき新分野としては、周辺環境を含めた遺跡保存、特にカルチュラル・ランドスケープが重要であるとの提言があった。会員数については委員長から、他国との比較例として、日本国内委員会の現会員数はドイツないしイタリアと同規模であり、毎年 15 名程度の増員により、数年後はイギリスの規模に近づくであろうとの説明があった。また、新分野については、保存・修復とそれに関わる営利行為の境界に展開する場合が多く、ビジネス化の傾向と日本イコモスの

基本姿勢をどのように整合させるかが重要であるとの点で意見が一致した。

4) 国際専門委員会への参加者の増員方針

各専門委員会の内規に対応しつつ弾力的にアソシエイト・メンバーを増員しようという方針が先の 1998 年次総会で採択された。若手メンバーを含む複数の委員による国際専門委員会への参加は、Voting Member の負担軽減、委員交代の円滑化からも望ましいので、ぜひ実現させたい旨、石井委員長から提案され、これを了承した。増員が望まれる委員会としては目下のところ Vernacular Architecture (大河直躬委員)、Cultural Tourism (石井委員)、Historic Towns and Villages (上野邦一委員) があり、次回拡大理事会までに人選することにした。伊藤顧問からは、個々の専門委員会で内規等が異なり、その一例として、比較的早く設立された Wood Committee には成文化された規約がないという発言があった。

5) 当面の事業計画

ー 研究会・講演会・懇親会・他

研究会・講演会としては、「近・現代建築について考える—その 2」(JIA 館、講師は三宅理一、南条洋雄両氏)(担当・田原理事、日高理事が説明)、「歴史的建築物の構造補強関係の研究会」(詳細未)(担当・日高理事)の開催が提案され、両者を実施に移すこととした。

ー 文化財保護関連憲章等研究班(第 1 小委員会)

年次総会で説明した予定よりも作業が遅れ、3 月末を目標に成果のまとめを行っているとの報告が担当の益田主査からあった。また、稲垣顧問から、大 1 小委員会の活動は続行すべきであるとのコメントがあり、これを了承した。

ー 出版協力・分科講座協力・他(第 2 小委員会)

近畿日本ツーリスト出版部刊「世界遺産を旅する」の監修が終了に近づいており、日本ダイナースクラブ講座「世界遺産を巡る—フランス・ドイツ」(4 月～9 月、全 9 回)を開始予定であるとの報告が、羽生主査に代って石井委員長からなされ、了承した。江東区文化センター講座「続・世界遺産を旅する」(4 月～7 月、全 8 回)を継続して引き受けることになり、石井委員長から協力依頼があった。なお、近畿日本ツーリスト「丸ノ内倶楽部」講座は先方の都合で中止することになったとの説明があり、これも併せて了承した。

ー 歴史的建築物構造補強研究班(第 3 小委員会)

INFORMATION 第 6 号に ISCARSAH の特集を組み、6 月に研究会を開催するという計画が日高主査から示され、これを了承した。石井委員長から、ISCARSAH とこれに対応する第 3 小委員会の活動は大いに評価できるので、その成果が会員諸氏へ伝わるよう広報にも努力を期待するとのコメントがあった。

6) THE 12TH ICOMOS GENERAL ASSEMBLY (MEXICO)への対応

第 12 回総会(メキシコ)出席予定者を確認し(3 月 13 日現在、荒木伸介、石井昭、伊藤延男、大河直躬、片方信也、河野俊行、近藤公夫、杉尾邦江、西村幸の 9 氏。後日、西川幸治、土井崇司の 2 氏から申出)、出席義務のある座長および発表者のうち、希望者に対

して、国内委員会で取りまとめ、文化財保護振興財団に渡航費補助を申請するとの方針を了承した。投票権の配分と委任状の準備については後日協議することになった。

7) ICOMOS 本部発行 ICOMOS NEWS への寄稿

国内委員会の活動だけでなく会員が重要な役割を果たしている国内の諸活動を短信の形にまとめて寄稿するとの方針で、石井委員長と渉外担当稲葉理事に一任することになった。

8) INFORMATION 誌 第6号の発行計画

5月末発行を目標として、ISCARSAH 関連記事の特集し、その部分については日高理事が目次の準備と全体的調整をはかることになった。

9) DIRECTORY OF ICOMOS MEMBERS のためのデータ提出

イコモス会長 Roland SILVA 氏の主導により進行中の標記ディレクトリー作成のため、石井委員長が新たに個人調査票記入用紙を作成し、郵送・回収の上、一括して提出することとした。

10) HUNGARY / ICOMOS からの講師依頼

6月29日から7月6日にハンガリーのエゲルで開催される SUMMER COURSE ON MONUMENT PROTECTION への講師派遣依頼(旅費支給無し、滞在費支給あり)に関し、杉尾伸太郎委員、杉尾邦江委員に依頼する方針を決め、石井委員長から打診することとした。

11) 今後の理事会(拡大理事会)開催予定日時

協議の結果、3ヶ月ごと開催の基本方針に沿い、次のように決定した。

第2回 6月12日(土)午後1時

第3回 9月11日(土)午後1時

第4回 12月11日(土)午後11時 年次総会 午後1時

[協議事項]

- 1) 伊藤顧問から、2000年3月10日から3月15日にベツレヘムとパリで、ユネスコ主催のシンポジウム "2000 years and more in the history of structures and architecture"が開催される旨、紹介され、INFORMATION 第6号に案内記事を発表することを了承した。
- 2) CIVVIH(歴史的都市集落国際専門委員会)の次回会議に日本代表の上野邦一委員が欠席するとの報告があった。同委員より欠席届を先方に提出するとの前提で、これを了承した。

(文責 日高健一郎・石井昭)

ISCARSAHと第三小委員会の活動

—これまでの経緯と近況報告—

日高健一郎

ISCARSAH(International Scientific Committee for Analysis and Restoration of Structures of Architectural Heritage : 建築遺産の構造に関する解析と修復の国際専門委員会)は、既に” JAPAN ICOMOS INFORMATION”でもご紹介しましたが、1996年秋のソフィア総会で設立が認められたICOMOS 専門委員会です(委員長ジョルジョ・クローチ : イタリア代表)。日本国内委員会は設立直後からこれに参加し、ヴォーディング・メンバー日高健一郎、アソシエート・メンバー坂本功氏、西澤英和氏が活動中です。また、この委員会に対応して国内意見の集約と調整を行うため、国内委員会の中には第3(構造)小委員会(飯田喜四郎、金多 潔、坂本 功、中川 武、村上裕道、清水真一、西澤英和の各氏と主査日高健一郎の8名で構成)が設けられています。この小委員会は、国内委員会の主催でこれまで2回の研究会(1997年6月東京、1997年11月京都)を開催し、日本の建造物修復に関わる構造的側面を関係者各位とともに議論してきました。

委員会の主たる目的は、建築遺産を対象とする解析、保存、および構造的修復のための『推奨指針("Recommendations")』を作成し、ICOMOS 公式文書としての承認を得ることです。この試みの背景には、とすれば過度に行われる傾向にある歴史的建築物の構造補強を自制し、建築遺産の歴史的・文化的価値を守ろうとする構造技術者の自覚があります。

この種の文書には前例がないので、委員会の活動はまず文書全体の構成を議論することから始まりました。第一回会議(1997年3月、ローマ、日本からは日高およびオブザーバーとして金多潔氏、西澤英和氏が参加)に続き、第二回(1998年6月、ミュンヘン、日高が参加)、第三回(1999年2月、英国マンチェスター、日高が参加)と全体会議が開かれ、『推奨指針』全体の構成とその第一部「原則('Principles)」の内容がほぼ決まりました。これに加え、原案の作成、議案の調整等のためにこれまで数回の運営委員会(サンティアゴ・デ・コンポステーラ、アッシージ、ピトリア、アトランタ)が開かれてきました。運営委員会は、イタリア、ベルギー、フランス、日本、イギリス、アメリカ合衆国、イスラエル、ドイツ、スリランカからの代表9名によって構成されています。

"Recommendations"は、「原則('Principles)」、「ガイドライン('Guidelines)」、「補遺('Annexes)」、「語彙('Glossary)」の4部で構成され、前二者をイコモス公式文書、後二者を適宜改訂可能な付帯文書(ないし電子情報)とする予定です。理念と原則を確認する「原則」に続き、「ガイドライン」では、より具体的に、建築類型や材料固有の特性と構造補強に共通する諸事項の調整が図られ、「補遺」には関連する先進技術が収録され、最後に修復と補強に関する語彙・定義集として「語彙」が用意されます。現在、「ガイドライン」について草案確定の作業が進んでおり、並行して、英語圏のメンバーを主として「語彙」の作業も始まっています。

長い伝統と経験の上に成り立つ日本の構造補強技術ないし修復技術は、こうした国外の動向と活動、特に『推奨指針』とどのような関係を保つべきかについては意見が分れるかもしれません。しかし私は、風土と建築材料に合わせて蓄積された技術・方法に対して、国外から不要な注文を付けないで欲しい、という考えるのではなく、日本の修復を支えるそうした理念と技術を世界共通の財産と「言語」にするために、さらに可能な場合はそれを国外の事例に積極的に適用するためにも、それを国外に紹介し、位置づけて行くことが重要だと考えます。同時に、とすれば文化財修復は、経済的、政治的に余裕のある先進各国の独占事業と見なされる恐れがありますが、すでに奈良のオーセンティシティー会議で明記されたように、文化は多様であり、またその保存方法も多様ですので、各国がそれぞれ培ってきた文化財の保全と活用の歴史を、こうした文書を通じて理解し尊重することも重要です。

続くページに「原則」の原文・和訳および最終草案に対する国内委員会の意見書を掲載いたします。今後とも会員諸氏のご理解とご協力をお願いいたします。

ISCARSAH Principles 原文および和訳

英語原文

RECOMMENDATIONS FOR THE ANALYSIS, CONSERVATION AND STRUCTURAL RESTORATION OF ARCHITECTURAL HERITAGE

PRINCIPLES

1. PURPOSE OF THE DOCUMENT

- 1.1 Structures of architectural heritage, by their very nature (material and assembly), present a number of specific challenges in diagnosis and restoration that limit the application of modern legal codes and building standards.
- 1.2 Recommendations are not only desirable but necessary in order to place relevant procedures within a rational scientific setting and within a cultural context.
- 1.3. The "Principles" presented in this document, which will be followed by more detailed guidelines, represent the first steps towards the preparation of Recommendations, an indispensable tool for all those involved with conservation and structural restoration problems.

2. GENERAL CRITERIA

- 2.1. Conservation, reinforcement and restoration of architectural heritage requires a multi-disciplinary approach.
- 2.2. Value and authenticity of architectural heritage cannot be based on fixed criteria because the respect due to all cultures also requires that its physical heritage be considered within the cultural context to which it belongs.
- 2.3. The value of architectural heritage is not only on its appearance, but on the integrity of all its components; in particular the removal of the inner structures maintaining only the façades should be avoided.

フランス語原文

RECOMMANDATIONS POUR L'ANALYSE, LA CONSERVATION ET LA RESTAURATION DES STRUCTURES DU PATRIMOINE ARCHITECTURAL.

PRINCIPES GENERAUX

1. BUT DU DOCUMENT

- 1.1. Les édifices anciens par leur nature (matériaux et mises en œuvre) imposent des démarches particulières pour le diagnostic et la restauration qui limitent l'application des normes légales et de construction applicables.
- 1.2. Des recommandations ne sont pas seulement souhaitables, elles sont nécessaires afin de garantir que les procédures relatives à la restauration des structures soient adaptées au contexte rationnel, scientifique et culturel.
- 1.3. Les "PRINCIPES" présentés dans ce document, qui seront suivis de directives, constituent la première étape vers la préparation des recommandations, instrument indispensable pour tous les intervenants de la conservation et de la restauration des structures.

2. CRITÈRES GÉNÉRAUX.

- 2.1. La conservation, le renforcement et la restauration des structures du patrimoine architectural requièrent une approche pluridisciplinaire.
- 2.2. Par respect envers chaque culture; le patrimoine doit être étudié dans son contexte culturel, par conséquent la valeur et le niveau d'authenticité ne sont pas déterminés par des critères universels.
- 2.3. La valeur d'un édifice historique n'est pas limitée à la perception que l'on a de celui-ci. Elle dépend de l'intégrité de toutes les parties qui le composent. Par conséquent la suppression de structures internes pour ne maintenir que les façades devra toujours être évitée.

- 2.4. When any change of use or function is required to better preserve and maintain the architectural heritage, all the conservation requirements and safety conditions have to be carefully taken into account.
- 2.5. Restoration of the structure in Architecture Heritage is not an end in itself but a means to an end because what is important is the building as a whole and not the structure.
- 2.6. The peculiarity of heritage structures with their complex history, requires the organisation of studies and proposals in precise steps that are similar to those used in medicine. The steps are: anamnesis, diagnosis, therapy and controls, respectively corresponding to the research to acquire significant data and information, identification of the causes of damage and decay, choice of the remedial measures and control of the efficiency of the interventions. In order to achieve minimal impact on architectural heritage, using funds available in a rational way, it is usually necessary that the study repeats these steps in an iterative process.
- 2.7. No action should be undertaken without having ascertained the achievable benefit and the harm to the architectural heritage, except in the case when urgent safeguard measures are necessary to avoid the imminent collapse of the structures (e.g. after seismic damages); those measures, however, should not modify the fabric in an irreversible way.
- 2.4. Si des changements d'usage ou de fonction sont garants d'une meilleure conservation et de l'entretien du patrimoine, les exigences de la conservation et les conditions de sécurité doivent être soigneusement prises en compte.
- 2.5. La conservation ou la restauration des structures du patrimoine architectural n'est pas une fin en soi, c'est un moyen au service d'un objectif plus large: la pérennité de l'édifice dans sa globalité.
- 2.6. Les structures historiques, en raison de leur histoire souvent complexe, nécessitent la mise en œuvre d'études et de projets suivant des phases précises, comme dans la médecine: l'anamnèse, la thérapie et le contrôle. A chaque phase correspond la recherche appropriée pour la collecte des données et des informations pour identifier les causes des désordres, pour déterminer le choix des mesures à prendre, et pour contrôler ensuite leur efficacité. Afin que l'impact sur le patrimoine soit minimal il faut employer les ressources disponibles d'une manière rationnelle. Il est généralement nécessaires que ces étapes se succèdent dans un processus itératif.
- 2.7. Aucune action ne doit être entreprise sans avoir préalablement évalué les effets négatifs sur l'édifice historique, excepté dans le cas où des mesures urgentes de sauvegarde sont nécessaires pour empêcher un effondrement imminent de la structure (p.ex. après des dommages sismiques); néanmoins ces mesures ne doivent pas changer la structure d'une manière irréversible.

3. RESEARCH AND DIAGNOSIS

- 3.1. Usually a multidisciplinary team, to be determined in relation to the type and scale of the problem, should work together from the first steps of a study - as in the pre-survey of the site and the preparation of the investigation programme.
- 3.2. Data and information can first be processed approximately just to establish a more comprehensive plan of activities in proportion to the real problems of the structure.
- 3.3. A full understanding of the structural and material characteristics is required in conservation practice. Information is essential on the original conception of the

3. RECHERCHE ET DIAGNOSTIC.

- 3.1 En général une équipe pluri-disciplinaire, composé selon le type et l'échelle du problème, devrait être constitué dès la première phase de l'étude - comme dans le relevé préalable du site et dans la préparation du programme d'investigations.
- 3.2 Les données et les informations peuvent être étudiées une première fois d'une manière approximative afin d'établir un plan d'action approprié au problème réel de la structure.
- 3.3 Une compréhension claire de la typologie, du comportement, des performances des structures et des caractéristiques des matériaux est nécessaire dans l'exercice de

structure in its original and earlier states, on the techniques that were used in the construction, on the alterations and their effects, on the phenomena that have occurred, and, finally, on its present state.

- 3.4. In archaeological sites specific problems may be posed because the structures have to be stabilized in the stage of the excavation when the knowledge is not yet complete. The structural responses to a "resuscitation" of the building may be completely different from those of an "exposed" building. Also different are the investigation plans and the quick site-structural-solutions, in order to not compromise the complete building's shape, vision and use.
- 3.5. Diagnosis is based on historical, qualitative and quantitative approaches; the former being mainly based on direct observation of the structural damage and material decay as well as historical and archaeological research, and the latter mainly on material and structural tests, monitoring and structural analysis.
- 3.6. Before making a decision on structural intervention it is first indispensable to determine the causes of damage and decay, and then to evaluate the safety level of the structure.
- 3.7. The safety evaluation, that is the last step of the diagnosis, where the effective need of treatment measures is determined, should reconcile with both qualitative and quantitative analysis: direct observation, historical research, structural analysis and, if the case, experiments and tests.
- 3.8. Often the application of the same safety levels as in the design of new buildings requires excessive if not impossible measures. In these cases specific analyses and appropriate considerations may justify different approaches to safety.
- 3.9. All aspects related to the acquired information, the diagnosis, including the safety evaluation, and the decision of intervention should be described in an "Explanatory report."

la conservation. La connaissance de la conception originelle des structures, des techniques employées lors de la construction, des transformations, des phénomènes vécus, et de leur état actuel est essentielle.

- 3.4. Les structures des vestiges archéologiques posent des problèmes particuliers car elles nécessitent des interventions de stabilisation pendant les phases d'excavation quand la connaissance est encore incomplète. Le comportement structurel d'une construction en cours de fouille peut être complètement différent d'une construction exposée. Ainsi les projets d'interventions et les solutions adoptées peuvent être différents afin de ne pas compromettre l'aspect, l'apparence et l'usage de la construction.
- 3.5. La conservation des structures du patrimoine bâti requiert simultanément des analyses qualitatives et quantitatives. Les premières sont fondées sur l'observation directe des désordres et de la dégradation des matériaux. Elles s'appuient sur les recherches historiques et archéologiques. Les secondes concernent essentiellement les tests spécifiques, le suivi des données et l'analyse des structures.
- 3.6. Avant de prendre une décision concernant une intervention sur des structures il est indispensable de déterminer les causes des désordres, et ensuite d'évaluer le niveau de sécurité de la structure.
- 3.7. L'évaluation du niveau de sécurité (qui est la dernière étape dans le diagnostic ou le besoin de traitements est effectivement déterminé) doit tenir compte des analyses quantitatives et qualitatives et de l'observation directe, des recherches historiques, de la modélisation mathématique le cas échéant et, en tant que besoin des résultats expérimentaux.
- 3.8. Le plus souvent l'application de coefficients de sécurité conçus pour les ouvrages neufs conduit à des mesures excessives, inapplicables pour les édifices anciens. Des analyses spécifiques devront alors justifier de la diminution des niveaux de sécurité.
- 3.9. Toutes les informations sur la documentation réunie, sur le diagnostic, sur l'évaluation de la sécurité et sur les propositions d'intervention doivent être consignées dans un rapport de

présentation explicite.

4. REMEDIAL MEASURES AND CONTROLS

- 4.1. Therapy should address root causes rather than symptoms.
- 4.2. The best therapy is preventive maintenance.
- 4.3. Safety evaluation and an understanding of the significance of the structure should be the basis for conservation and reinforcement measures.
- 4.4. No actions should be undertaken without demonstrating that they are indispensable.
- 4.5. Each intervention should be in proportion to the safety objectives set, thus keeping intervention to the minimum level to guarantee safety and durability with the least harm to heritage values.
- 4.6. The design of interventions should be based on a clear understanding of the kinds of actions that were the cause of the damage and decay because this design will dependent upon them.
- 4.7. The choice between "traditional" and "innovative" techniques should be weighed on a case-by-case basis and preference given to those that are least invasive and most compatible with heritage values, bearing in mind the safety and durability requirements.
- 4.8. At times the difficulty of evaluating the real safety levels and the possible benefits of interventions may suggest an "observational method", i.e. an incremental approach, starting from a minimum level of intervention, with possible subsequent adoption of supplementary or corrective measures.
- 4.9. Where possible, any measures adopted should be "reversible", so that, if and when new knowledge is acquired, they can be removed and replaced with more suitable measures. Where they are not completely reversible, interventions should not limit further interventions.

4. LES REMÈDES ET LE CONTRÔLE.

- 4.1 La thérapie représente le champ des actions exercées sur les causes profondes des désordres, et non sur les symptômes.
- 4.2 La meilleure thérapie pour la conservation est l'entretien préventif.
- 4.3 La compréhension de la signification de la structure, et l'évaluation de son niveau de sécurité conditionnent les mesures de conservation et de renforcement.
- 4.4 Aucune action ne doit être entreprise sans que son caractère indispensable n'ait été démontré.
- 4.5 Les interventions doivent être proportionnées aux objectifs de sécurité fixés et être maintenues au niveau minimal garantissant stabilité et durabilité avec le minimum d'effets négatifs sur la valeur du bien considéré.
- 4.6 La conception du projet d'intervention sera toujours fondée sur une bonne connaissance des causes des désordres et de la dégradation.
- 4.7 Le choix entre les techniques "traditionnelles" et les techniques "innovantes" doit être fait au cas par cas, en donnant la préférence aux techniques les moins envahissantes et les plus respectueuses des valeurs patrimoniales, tenant en compte les exigences de sécurité et de durabilité.
- 4.8 Parfois les difficultés rencontrées pour le contrôle des véritables niveaux de sécurité et les résultats positifs de l'intervention peuvent conduire à recourir à une démarche progressive, en commençant à un niveau minimum, et en adoptant ultérieurement une série des mesures supplémentaires ou correctives.
- 4.9 Les mesures choisies doivent être réversibles autant que possible, de telle sorte que, si de nouvelles connaissances le permettent, des mesures plus adéquates puissent être mises en oeuvre. Si les mesures ne peuvent être réversibles, on doit s'assurer que des interventions ultérieures puissent encore intervenir.

- 4.10. The characteristics of materials used in restoration work (and in particular new ones) and their compatibility with existing materials should be fully established. This must include long term impacts, so that undesirable side-effects are avoided.
- 4.11. The distinguishing qualities of the structure and its environment, in its original or earlier states, should not be destroyed.
- 4.12. Each intervention should, as far as possible, respect the concept, techniques and historical value in the original or earlier states of the structure and leave traces to be recognized in the future.
- 4.13. Intervention should be the result of an overall integrated plan that gives more or less weight, as appropriately, to the different aspects of architecture, structure, installations and functionality.
- 4.14. The removal or alteration of any historic material or distinctive architectural features should be avoided whenever possible.
- 4.15. Deteriorated structures should be repaired rather than replaced, whenever possible.
- 4.16. Imperfections and alterations, when they have become part of the history of the structure, should be maintained so far as they do not compromise the safety requirements.
- 4.17. Dismantling and reassembly should be undertaken as an optional measure required by the very nature of the materials and of the structure when the conservation is impossible, or harmful, by other means.
- 4.18. Provisional safeguard systems used during the intervention should show their purpose and function without creating any harm to heritage values.
- 4.19. Any proposal for intervention must be accompanied by a programme of control to be carried out, as far as possible, while the work is in progress.
- 4.10 Tous les matériaux utilisés pour les travaux de restauration, particulièrement les nouveaux matériaux, doivent être testés de manière approfondie et apporter les preuves non seulement de leurs caractéristiques mais également de leur compatibilité avec les matériaux d'origine, afin d'éviter les effets secondaires non souhaitables.
- 4.11 Les qualités intrinsèques d'une structure et de son environnement, dans son état premier ou modifié à son avantage par l'histoire, doivent être conservées.
- 4.12 Chaque intervention doit autant que possible respecter le concept originel, les techniques et la valeur historique des états précédents de la structure et en laisser des traces reconnaissables pour l'avenir.
- 4.13 L'intervention doit être le résultat d'un projet d'ensemble intégré qui permettra de donner une échelle de valeurs aux éléments architecturaux, structuraux et fonctionnels.
- 4.14 La dépose ou l'altération de matériaux historiques ou de caractéristiques de l'architecture doivent être évités autant que possible.
- 4.15 On choisira toujours de réparer plutôt que de remplacer les parties détériorées des structures anciennes.
- 4.16 Les imperfections et altérations non réversibles devenues parties intégrantes de l'histoire de la structure doivent être maintenues lorsqu'elles ne compromettent pas les exigences de sécurité.
- 4.17 Le démontage et la reconstruction doivent être considérés comme des interventions exceptionnelles résultant de la nature des matériaux et de la structure, dans le cas où la conservation avec d'autre moyens est impossible ou nuisible.
- 4.18 Les mesures de sécurité employées lors des interventions doivent clairement montrer leur objectif et leur fonction, sans causer de dommages à la valeur de l'objet traité.
- 4.19 Chaque proposition d'intervention doit être accompagnée d'un programme de contrôle à mettre en œuvre, autant que possible, quand les travaux sont en cours d'exécution.

4.20 Measures that are impossible to control during the execution should not be allowed.

4.20 Les interventions qui ne peuvent faire l'objet de contrôle pendant leur exécution sont interdites.

4.21 Checks and monitoring during and after the intervention should be carried out to ascertain the efficacy of the results.

4.21 Chaque intervention sur les structures doit être accompagnée de mesures de contrôle pendant sa mise en œuvre puis sur le long terme pour s'assurer de son efficacité.

4.22 All the activities of checks and monitoring should be documented and kept as part of the history of the structure.

4.22 Toutes activités de contrôle et de suivi doivent être documentées comme faisant partie de l'histoire de la structure.

May 21, 1999

Le 21 mai 1999

『〈歴史的建築物の構造補強に関する〉原則』

[] …各項目の要約として、訳者が便宜上付け加えた語句を示す括弧

() …原文で挿入されていた括弧

〈 〉 …補われた訳語を言いかえのために挿入された語を示す括弧

(和訳作成: 日高健一郎)

1. 本文書の目的

1.1 [建築遺産の構造的修復の特殊性]

建築遺産の構造はその本来の性質(材料及び架構法)により、診断と修復において数多くの特殊な問題を示すので、現代の法規、及び建築基準の適用は限定される。

1.2 [推奨指針の必要性]

推奨指針は、関連する措置を合理的な科学的設定と文化的文脈の中に位置づけるために望ましいばかりでなく、必要でもある。

【注】 旧原案では文書の目的と必要性に関する、より一般的な前文がついていたが、最終案ではそれがより簡潔に 1.1、1.2 の 2 項目にまとめられた。

1.3 [『原則』の位置づけ]

本文書で示される『原則』は、より詳細なガイドラインに先行し、保存と構造的修復の諸問題に関与する全ての人々にとって不可欠な道具である推奨指針を準備に向けた第一段階である。

2. 一般規範

2.1 [学際性]

建築遺産の保存、補強、および修復には学際的取り組みが必要である。

2.2 [文化の多様性に応じた多様性]

建築遺産の価値とオーセンティシティは、固定した規範の上に位置づけることはできない。すべての文化を尊重するということは、必然的に、その有形遺産をそれが属する文化的文脈の中で捉

えることを求めるからである。

2.3 [インテグリティの重要性とファサードへの批判]

建築遺産の価値はその外見のみにあるのではなく、その諸部分のインテグリティ（総体性）にある。特にファサードのみを維持し、内部の構造を除去することは避けられるべきである。

〔注〕 最終案で加えられた項目であり、ファサードのみの保存による過去の成功例もあって議論の対象となったが、ファサードの回避という世界的動向に従って表記のような表現となった。

2.4 [活用・転用と保存条件・安全条件の均衡]

建築遺産をより良く保護し維持するために、使用法と機能を何らかの形で変更する場合、その保存に関わるあらゆる要求と安全条件が、注意深く考慮されなければならない。

〔注〕 旧原案では活用と転用が原則として禁止されていたが、日本側意見及びその同調意見により保存にとって有益な活用と転用が許容されることになった。

2.5 [構造的修復の意味]

建築遺産における構造の修復はそれ自体が目的であるのではなく、目的に至る手段に過ぎない。というのも重要なのは全体としての建築物であり、構造ではないからである。

2.6 [医学に類する方法論とその反復]

遺産の構造には複雑な歴史が伴うので、その特殊性のゆえにその研究と修復計画には医学で用いられるものに類する明確な段階による組織化が必要である。その段階とは、履歴、診断、治療、及び管理であり、それぞれ重要なデータと情報を収集するための研究、損傷と劣化の原因の特定、治療手段（修復方法）の選択、及び修復行為の有効性の管理に対応する。使用し得る資金を合理的な方法で使い、建築遺産への影響を最小限にとどめるために、研究にあたってはこれらの段階を繰り返して適用することが通常必要である。

2.7 [作業効果の確認と緊急安全保護手段]

いかなる作業も、建築遺産に及ぼし得る利益と危害を予め確認することなく実施してはならない。ただし、構造の差し迫った崩落（例えば地震による損傷の後）を避けるために緊急の安全保護手段が必要となる場合は、その例外である。しかしこのような措置は、建築物を不可逆的方法で改変してはならない。

〔注〕 旧原案は作業効果の確認のみを規定していたが、最終案では緊急時の安全保護手段に関する文言が加えられた。

3. 研究と診断

3.1 [学際的作業の必要性]

通常、課題の種類と規模に対応して決まる学際的なチームが研究の第一段 — 現場の事前調査及び調査計画の準備など — から共同で作業をすべきである。

〔注〕 最終案 3 章に対応する旧原案 2 章の表題「解析と診断」は最終案で表記のように改められ、解析に変わってより一般的な「研究」という表現になった。

3.2 [データと情報の近似的処理]

データと情報は、構造の真の問題に対応したより包括的な作業計画を構築するために、まず近似的に処理される場合がある。

3.3 [前提となる理解及び情報]

保存の実践においては、構造と材料に関わる特性の完全な理解が要求される。創建時及びそれ以降における構造の概念、施工において用いられた技術、改変とその効果、生起してきた現象、そし

て最後に現在の状況に関する情報は本質的である。

【注】 日本側意見で旧原案の「創建時」は「創建時及びそれ以降」に変更された。

3.4 [考古学的発掘現場における臨時的措置]

考古学的発掘現場では、知見が未だ完全ではない発掘段階で構造が安定されなければならないので、特別の問題が発生することがある。建築物の『復元』に対する構造的対応は「露出」建築物に対する場合と全く異なることがある。同様に、建築物の完全な形、外観、及び使用法を危うくすることのないように、調査計画と臨機応変になされる現場での構造的解決法も異なるであろう。

3.5 [診断の基盤としての歴史的、質的アプローチと量的アプローチ]

診断は歴史的、質的アプローチ、及び量的アプローチの上に成り立つ。前者は主として構造的損傷と材料的劣化の目視、また歴史的及び考古学的研究を基盤とし、後者は材料と構造に関する諸試験、モニタリング、及び構造解析に基礎付けられる。

【注】 旧原案では、質的アプローチと量的アプローチ、ないし質的解析と量的解析が強調されていたが、最終案ではそれが 3.5 と 3.7 に関わって留まり、より広汎な研究と診断の枠組みの中に吸収された。

3.6 [原因の解明と安全基準の評価]

構造的修復行為の決定を行う前に、まず損傷と劣化の原因を解明し、次に構造物の安全基準を評価することが不可欠である。

3.7 [安全性評価]

診断の最終段階であり、またそこで処置手段の効果的必要性が決定される安全性評価は、質的および量的解析の双方、すなわち目視、歴史的な研究、構造解析、および必要な場合は実験と試験に適合しなければならない。

【注】 旧原案では「試験」のみであったが、日本側意見により「実験と試験」という表現に変更になった。

3.8 [歴史的建築物の安全性評価]

新しい建築物の設計と同一の安全基準を（修復に）適用すると、しばしば、不可能ではないにせよ、行き過ぎた手段が要求されることがある。このような場合、特殊な解析ないし適切な考察により、安全性に対する別のアプローチが正当化されることがある。

3.9 [報告書(“Explanatory Report”)の要求]

入手された情報、診断、安全性評価、修復行為の決定に関わるすべての見解は『報告書 Explanatory Report』に記述されなければならない。

4. 修復手段及び管理

4.1 [治療]

治療は、兆候ではなく根本原因に向けるべきである。

4.2 [予防的維持]

最良の治療は予防的維持である。

4.3 [安全性評価と構造物の意味の理解]

安全性評価と構造物の意味の理解が保存と補強手段の基盤になるべきである。

4.4 [不可欠性の確認]

いかなる（修復）行為も、それが不可欠であるということを証明することなく実施されてはならない。

4.5 [最小限修復行為の原則]

すべての修復行為は、（対象となる）遺産の価値に及ぼす危害が最小となるように、その安全性

と耐久性を補償する最小限の水準にその修復行為を限定すべく設定された安全目標に対応すべきである。

4.6 [修復行為の計画と損傷・劣化原因の理解]

修復行為の計画は損傷と劣化の原因となっている作用の種類に依存するので、それらの明確な理解の上に成立すべきである。

4.7 [伝統的技術と先進的技術]

「伝統的」技術と「先進的」技術の何れを選択するかは状況に応じて決められるが、安全性と耐久性に関わる要求を考慮しつつ、遺産の価値を侵害することが最も少なく、またそれと最も良く適合する技術が優先されなければならない。

【注】 日本意見で旧原案の表現が変更になった。

4.8 [観察法]

修復行為の真の安全レベルと予見し得る利益の評価が困難な場合、『観察法』(observational method)即ち修復行為の最小水準から始め、補完のないし修正的手段を可能な範囲で順次採用していく増加的アプローチが推奨される。

4.9 [修復手段の可逆性]

可能な事例においては、採用されたすべての手段は新たな知見が得られた場合にそれを除去して、より適切な手段に置き換えることができるように「可逆的」でなければならない。手段が完全に可逆的でない場合、修復行為は後の修復行為を限定するものであってはならない。

4.10 [材料の特性と両立性の確認]

修復作業に用いられる材料(特に新しい材料)の特性、及びそれらと既に存在する材料との両立性は十分に証明されるべきである。望ましくない副作用が避けられるよう、この証明には長期間の影響も含むものとする。

4.11 [特質の保護]

創建時とそれ以降における構造とその環境の際立った特質は、破壊されてはならない。

4.12 [概念、技術、歴史的価値の尊重と修復行為の痕跡]

すべての修復行為は、創建時及びそれ以降における構造の概念、技術、歴史的な価値を可能な限り尊重すべきであり、将来確認できる痕跡を残すべきである。

4.13 [修復行為の総合性]

修復行為は、建築の相異なる様相、すなわち構造、設備、機能に適切な形で相応の考慮を払う包括的、総合的計画の結果でなければならない。

4.14 [歴史的な材料、建築的特徴の保護]

歴史的な材料あるいは際立った建築的特徴の除去、改変は、可能な限り回避されなければならない。

4.15 [劣化構造に対する修理の優先]

劣化した構造は、可能な限り、取り替えではなく修理されるべきである。

4.16 [歴史の一部になった不備と改変の維持]

すでに構造の歴史の一部になっている不備と改変は、安全要件を脅かさない限り、維持されるべきである。

4.17 [解体と再建の特殊性]

解体と再建は、それ以外の方法による保存が不可能であるか、または有害である場合、構造および材料の特性そのものによって要求される選択的手段として実施されるべきである。

【注】 旧原案では、解体・再建がきわめて例外的かつ特殊な修復方法として記載されていたが、日本側の説明と意見により、最終案では、「例外的手段」というニュアンスが除かれ、表記のような一般的記述になった。

4.18 [修復中に用いられる仮設の安全保護設備]

修復行為で使用される仮設の安全保護設備は、遺産の価値にいかなる害をも及ぼさず、その目的と機能が明らかになっていなければならない。

4.19 [修復作業の管理計画の必要性]

修復行為に関するいかなる提案にも、その作業の進行中に可能な限り実施される管理計画が伴っていないなければならない。

4.20 [管理不可能な手段の不採用]

実施中に管理が不可能であるような手段は許されるべきではない。

4.21 [検査とモニタリングの実施]

修復行為の進行中および完了後に、その結果の有効性を確認するために、検査とモニタリングが実施されるべきである。

4.22 [検査とモニタリングの記録の保管]

検査とモニタリングの状況は、記録され、構造の歴史の一部として保管されるべきである。

Principles 訳語表

(日高健一郎作成)

alteration : 改変	integrity : インテグリティ(総体性)	repair : 修理する
anamnesis : 履歴	intervention : 修復行為	replace : 取り替える
architectural heritage : 建築遺産	invasive : 〈遺産の価値を〉侵害する	restoration : 修復
architectural features : 建築的特徴	investigation : 調査	restoration work : 修復作業
assembly : 架構法	irreversible : 不可逆的	reversible : 〈修復手段が〉可逆的である
authenticity : オーセンティシティー	maintain : 維持する	safeguard measures : 安全保護手段
building : 建築物	material : 材料	safeguard system : 安全保護設備
building standards : 建築基準	measure : 〈修復等の〉手段	safety evaluation : 安全性評価
checks : 検査	modify : 改変する	safety level : 安全基準
compatibility : 〈材料の〉両立性	monitoring : モニタリング	safety objectives : 安全目標
compatible : 〈遺産の価値と〉適合する	observational method : 観察法	safety requirements : 安全要件
conservation : 保存	optional measure : 選択的手段	site : 現場、発掘現場
construction : 施工	original and earlier states : 創建時及びそれ以降	site-structural-solutions : 現場における構造的解決法
control : 管理	preserve : 保護する	structural analysis : 構造解析
damage : 損傷	preventive maintenance : 予防的維持	structural restoration : 構造的修復
decay : 劣化	procedure : 措置	structure : 構造
deteriorate : 〈構造が〉劣化する	programme of control : 〈修復作業の〉管理計画	survey : 調査
diagnosis : 診断	proposal : 修復計画	symptoms : 兆候
dismantling : 解体	provisional : 仮設の	technique : 技術
experiment : 実験	qualitative : 質的	test : 試験
Explanatory report : 報告書	quantitative : 量的	therapy : 治療
fabric : 建築物	reassembly : 再建	treatment measures : 処置手段
functionality : 機能	reinforcement : 補強	
historic material : 歴史的 material	remedial measures : 治療手段・修復方法	
imperfection : 不備	removal : 除去	
installations : 設備		

Comments of ICOMOS-Japan on the 'Principles' of ISCARSAH

We, ICOMOS-Japan fully appreciate the efforts of the president and members of ISCARSAH in preparing the 'Principles', that should be the first part of the "ISCARSAH-Recommendations" and express particular appreciation for the partial adoption of the 'Japanese draft' prepared by us to be integrated into the 'Principles'.

The document gives us a better idea of the comprehensive philosophy which we willingly share to support as the basis of restoration works and structural interventions directed to buildings of historical value.

We, however, express not complete nor final but conditional approval of the document, in that the expressions or meanings we find in some parts of the document do not seem to be in perfect accordance with our philosophy and tradition particularly related to the wood as building material.

◆ Amendments

The following are the alternatives or amendments we would like to propose.

1) Point 4 of Section 2

Proposal: The deletion of "avoided as much as possible" in view of our experience where monuments in question could be saved and restored only by introducing a new function or use.

Any change of use, although to be avoided as much as possible, and allowed just when it better guarantees the conservation, has to be verified to satisfy the safety conditions.



Any change of use, although to be allowed just when it better guarantees the conservation, has to be verified to satisfy the safety conditions.

2) Point 5 of Section 3

Proposal: Underlining the importance of the structural experiments.

Diagnosis is based on both qualitative and quantitative analysis; the former being mainly based on direct observation of the structural damage and material decay as well a historical and archaeological researches, and the latter mainly on specific tests, monitoring and structural analysis including the application of mathematical models.



Diagnosis is based on both qualitative and quantitative analyses; the former being mainly based on direct observation of the structural damage and material decay as well as historical and archaeological researches, and the latter mainly on specific tests, monitoring of the micro-climate and deformations, structural experiments, and structural analysis including the application of mathematical models.

3) Point 16 of Section 4

Proposal: Historical additions should be kept if they are indispensable not only for the safety but also for the maintenance of the building at issue.

Imperfections and alterations that have become part of the history of the structure should be maintained when they do not compromise the safety requirements.



Imperfection and alterations that have become part of the history of the structure should be maintained when they do not compromise the safety requirements and indispensable conditions for the preventive maintenance of the building.

◆ Opinions on the the priority of traditional techniques

As far as Point 7 and Point 13 of Section 4 are concerned, we would like to put forth two ideas relating to the priority of traditional techniques in the conservation. While some specialists agree with these Points 7 and 13 as

they state, others maintain that every kind of intervention should be based on the adoption of traditional techniques, and that alternatives are to be taken into consideration and discussed only when the adoption of the traditional technique turns out to be impossible. The optional amendments of the two Points based on the latter opinion are as follows.

Point 7:

At times the difficulty of evaluating the real safety levels and the possible benefits of interventions may suggest an incremental approach, starting from a minimum level of traditional techniques with subsequent adoption of a series of supplementary or corrective measures including innovative techniques.

Point 13:

The choice between 'traditional' and 'innovative' techniques should be weighed on a case-by-case basis and preference given primarily to "traditional" ones. When "innovative" techniques are to be applied, it should be considered that they are least invasive and most respectful of the heritage value.

In addition, we are not quite sure that the word "observational method" given at the end of the text could be a proper expression to summarize the concept of this Point 13.

◆ **Reordering the points**

In Section 4, we consider it better to reorder the points: Point 10 may well be positioned after Point 11, and Point 14 should preferably associated with Point 8.

In Point 8 of Section 4, the definitions of "reversible", "compatible" and "retreatability" do not seem very clear. In particular, the difference between "compatible" measures and "retreatable" ones seems to be ambiguous in the text.

◆ **Wording**

For the sake of clearness in meaning, we would like to propose different wording in some points of the document.

1) Point 5 of Section 2

The substitution of "bearing in mind that" with "because".

Restoration of the structure in Architecture Heritage is not an end in itself but a means to an end bearing in mind that what is important is the building as a whole and not the structure.



Restoration of the structure in architectural heritage is not an end in itself but a means to an end because what is important is the building as a whole and not the structure.

2) Point 2 of Section 3

The substitution of "carried out approximatively" with "analyzed approximately".

Data and information can firstly be carried out approximatively just to establish a more comprehensive plan of activities in proportion to the real problems of the structures.



Data and information can firstly be analyzed approximately just to establish a more comprehensive plan of activities in proportion to the real problems of the structures.

◆ **English and French texts**

We are concerned about the variance between English and French texts of the document delivered to all national committees, with the simple reason that official opinions presented by French-speaking national committees may well be widely different from those committees where English version has been selected.

We, ICOMOS-Japan are always ready to make every possible effort to bring the document for full approval of all national committees.

日高先生からお誘いをうけて、ICOMOS の ISCARSAH の活動に参加したのは、1997 年の春でした。その後同年 9 月に、スペインのサンチャゴ・デ・コンポステラで開かれたワーキングに参加したのを始め、東京・京都での研究会や、いくつかの打ち合わせに出席しました。ICOMOS に入る前から、歴史的な建物の修復にともなう構造補強には関係していましたが、国際的観点に立った基準を作るということは初めてでしたので、すくなく戸惑いました。

歴史的な建物について構造補強を考える場合、当然、歴史的な価値と構造安全性の兼ね合いが問題になります。多くの場合、歴史的な建物は現代的な安全性の観点からは不十分です。(ちなみに「新耐震」は絶対的なものではなく、たまたま現時点において耐震安全性の最低基準を与えているにすぎませんが、まずまずいい線を行っていると思います。)

そこで、歴史の専門家と構造の専門家の間で議論が行われることとなります。もちろんこれはこれで大議論があるわけですが、これに国際的な観点がはいるとどんなことになるのでしょうか。まず、「歴史」のほう

は、組積造が中心の欧米と木造が中心の日本とでは、双方の歴史家の間で考え方が異なるようです。とくに、解体修理の可否については、見解が分かれています。もっとも、最近では奈良会議などを通じて、日本の歴史家の説明が欧米の歴史家に受け入れられるようになってきたと聞いています。

もう一方の「構造」に関しては、日本と欧米とで、専門家の考え方は基本的には同じです。これは、日本における構造力学も、もともとヨーロッパで近代科学の一環として発達してきたものが、明治維新以降日本に導入され、その後諸外国と同じ土俵で研究が進められてきたからです。つまり、構造力学はまさに International なのです。当然建築構造学も事情は同じです。ただし、自然条件の違いにより、日本では耐震や耐風が中心的な課題で、ヨーロッパの多くの国では自重などの常時荷重が問題になります。

このようなことを念頭において、ISCARSAH の PRINCIPLES の案を眺めてみると、その構造の考え方そのものは私にはよく分かります。それは、この原案を起草したイタリアのクローチ先生も日本の私も、同じ構造力学を背景に持っているからです。ただし、クローチ先生は、調査と解析を中心に研究なさってきたとみえて、解析重点主義のようです。一方、日本の私たち（金多潔先生や西澤英和世先生も含めて）は、歴史的な建物の構造を研究するのに、実験的手法をよく使っています。この点が、両者で大きく違う点です。

PRINCIPLES の初期の案では、解体修理はほとんど頭ごなしに否定されていましたし、また、実験的な検討の重要性も意識されていませんでした。しかし、日高先生が強力に主張してくださったので、まだ完全とはいえないまでも、最新の案には日本側の考え方が採り入れられています。

この ISCARSAH の国内における検討の過程を通して、歴史の専門家と構造の専門家の間で、多くの情報交換と活発な議論が行われ、結果的に「風通しがよくなった」ことは、副産物とはいえ大きな収穫であったと思います。

京都市伏見区の国重文深草山寶塔寺では、建立以来四百年ぶりの大規模な修理工事が現在行われている。今回の本工事に先立って様々な学術調査が行われたが、その一貫として文化財修理工事では殆ど前例のない、土壁の震災被害の痕跡調査—一種の土壁発掘が試みられ、随分興味深い事実が浮かび上がってきた。

寶塔寺は桁行7間・梁間7間、本瓦葺、一重入母屋の大規模な本堂である。平面は前面外陣2面吹放しで、5間x4間の内陣後方に6箇所、両妻面に各々3箇所を配しているが、正面側には壁面はない。正面3間の向拝の存在とともに、剛心はかなり背面側によっていることなど、多くの近世社寺に共通した特徴も認められる。

この建物が文化財構造学的に注目される第一の理由は、創建以来4百年間に兵庫県南部地震を上回るような強烈な地震を少なくとも3回経験していることである。(もっともこれは京都市周辺の近世建築物の全てにあてはまる。)

本建物は天正19(1591)年に着工、18年を費やして慶長13(1608)年に竣工したが、建設中の1596年、伏見城大天守を大破させた「慶長伏見地震」(M7.5)に遭遇している。しかもこの建物は震源域にあったと推定されている。次いで天保元年(1830)年京都市西部の愛宕山付近を震源とする直下型地震(M6.5・震源距離10キロ以内)、更に幕末の安政元年(1854)7月の伊賀上野・大和の地震の直下型地震(M7.2・震源距離30キロ以内)及び同12月の安政東海・南海地震(M8.4)の巨大海洋性地震の被害地震を経験している。

ところで、この建物の壁は同時代の他の建物とはかなり異なっていた。すなわち、この程度の規模の本堂の土壁は厚みから判断して、通常は丸もしくは割竹を縦横に組み合わせて2重木舞を貫に絡めていると思われたが、実際には縦方向に中貫を配してこの外面に縦横の木舞、室内側に横竹を丁度土蔵の尺八竹のように組付けてた—三重木舞となっていた。この技法には上代建築の木木舞の手法とやや似たところがある。

さて、今回の痕跡調査では全壁面の不陸やチリの寸法等を実測するとともに、代表的な5面について、仕上げから下地に到るまで慎重に薄層剝離を行い、壁体の技法・材料の他、構造亀裂の痕跡やその修理履歴が検出されるかどうかについて調査した。その結果、例えば北東隅の壁面では現在のパラリ壁の下層に実に8層の中塗と漆喰仕上げ層の痕跡が明瞭に観察され、下層ほど地震被害と推定される亀裂とその補修密度が急激に高くなってい

ることが判明した。また、最下層からは慶長伏見地震によると判断される痛々しい傷跡が、その修理の痕跡が四百年ぶりに現れた。激しい剝離部位には破碎された瓦を荒土とともに塗り込め、亀裂周辺には藁を伏せて荒壁を修理し、中塗をやり代えて仕上げで外観を補修していた。その後の地震でも同様で、最初に受けた慶長伏見地震の補修部を中心に後の地震による構造亀裂が幾重にも重なってくるので、以前の漆喰壁と中塗を部分的に剥がして新たに藁や蚊帳などを伏せて亀裂補修の層を重ねていた。修理材料には明らかな時代差が認められ、一部からは安政の年代の記された勸進帳の反故紙なども見ついている。

伝統的な佐官の技法に「泥こすり」がある。これは地震などで大被害が発生したとき、壁を全て塗り替えるのではなく、仕上げと中塗の一部を剥がして、荒壁を露出させて、これを水を掛けて部分的に泥の状態に戻して強い力で亀裂をしごく手法である。ただし、竹木舞を無闇に湿らせると腐朽の原因となるので、水分は季節や環境に応じて加減するといわれている。

さて、筆者らは寶塔寺の技法を再現した壁面の加力試験を行い、これと実物の四百年前の無損傷壁の強度を比較するとともに、「泥こすり」の効果を確かめてみた。茶席と同様に「大放し」してチリを埋めて当初壁の加力を行ったが、損傷はチリを詰めた部分にのみ発生して、当初壁を破壊することは結局できなかった。この時の強度は復原壁の約8割であったが、チリの亀裂であったことを考えると良好に維持された土壁の強度は四百年程度では全く劣化しないことが分かった。また「泥こすり」により6割位まで強度が回復することが確認された。これらの結果に基づいて強度計算を試みたところ、この本堂が数次の大地震に耐えてきた理由の一端が少しずつ明らかになってきた。要因の一つは伝統的な和壁がもつ優れた力学特性と、「泥こすり」という一種の「自己回復効果」であったことはいうまでもない。

現在寶塔寺では、当初壁を可能な限り保存しつつ、言わば四百年ぶりの「慶長伏見地震」の震災復旧工事が行われている。検討の結果、当初の下地竹や藁についても新材と変わらない特性を保持していることが確認できたので、今回の工事ではこれらの当初材は土とともに完全に再利用されるという。

先人の知恵と技法の素晴らしさに学ぶところが大きかったので、紹介させて頂いた次第である。

以上

阪神大震災と文化財建造物の構造補強

村上 裕道

1 はじめに

平成7年の阪神大震災により、近畿圏の重要文化財6,144件のうち162件、府県指定文化財2,663件のうち109件、計271件と未曾有の大被害を受けた。その内建造物の被害は73%であった。また、被害が大きく補助事業を行ったものは、国指定では京都府11件13棟、大阪府5件5棟で、府指定では京都府6件7棟、大阪府16件20棟であった。一方、震源地である兵庫県では国指定17件22棟、(7棟が解体・半解体修理)、県指定14件18棟(7棟の解体・半解体修理)の復旧工事を実施したが、解体保存修理等の大規模工事を要したため、最終は平成11年度までかかる見込みである。

また、緊急措置として(財)阪神・淡路大震災復興基金から未指定の歴史的建造物等に助成を行っているが、322件の所有者から助成希望の意向があった。この内平成7年度に29件、平成8年度に144件、平成9年度に71件、平成10年度に25件の修理を実施し、これまでに計269件(84%)の修理を完了した。残る53件も所有者からの申請があり次第、修理を実施する予定である。

2 構造補強の決定方法

国宝・重要文化財建造物は建築基準法第3条により同法の適用を除外され、文化財保護法により管理又は修理について指揮監督を受けることになっている。しかし、文化財価値保全の立場からの判断のみで修復設計を行って、人的被害が際だっていた場合、直接文化財の修復設計を行った文化財修理技術者等に安全性確保の責任が問われる可能性があった。また、指定文化財のうち、県指定・市町指定文化財建造物の大規模修理については建築基準法第3条で建築審査会の同意を得た上で許可を得ることとなっているが、震災により多くが損壊した酒蔵では既存不適格建築として扱われた。

これまでに何度か述べてきたが、今回の災害復旧を通して明らかになったことは、文化財建造物についても安全性を考慮すべきであり、修理を通しての安全策の例示が問われたことである。

そのため、被害状況の的確な把握と耐震補強に対する検討が文化財建造物の保存を考える上で必要不可欠なものと判断され、修理規模が大きく耐震対策の複雑な復旧工事、重要文化財6事業、県指定文化財1事業について耐震対策委員会(以下「委員会」という。)が組織され、修理方針が検討された。委員会は、各事業毎に建築史学者・構造学者・修理技術者で構成されており、行政の文化財担当者が全体の運営を行ってきた。

協議の内容は、①各建物の地震による被災状況の分析、②実験による在来構造の評価及び構造診断結果に基づく文化財建造物の耐震力判定、③耐震性能に疑問が見られた場合の必要な構造補強のあり方に関する検討、また、④構造補強方法について不明な場合には、非破壊試験・破壊試験等を実施し、文化財価値をできるだけ壊さないよう、新しい技法も取り入れた補強方法を提案すること等であった。

被災文化財の復旧に対する基本的な考え方は、(図-1 被災文化財の修理概念図)に

示すとおりで、不特定多数者の利用者が「有」建物と「無」建物に大きく2分し、それぞれの被害の程度で「軽微」・「重度」に細分類した。(注1)

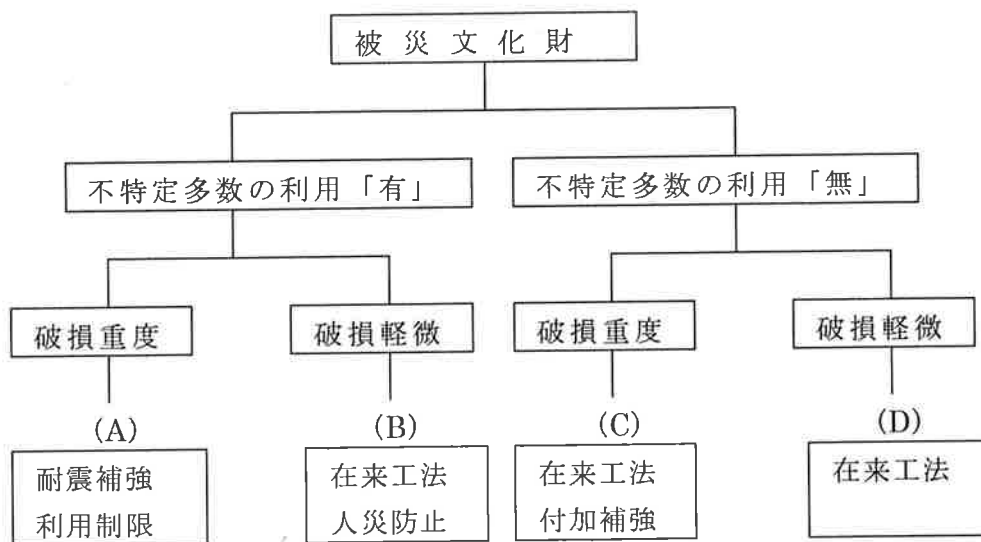


図-1 被災文化財の修理概念図

3 構造補強の考え方

文化財建造物の補強方法は、図-2に示すように文化財的価値と安全性の2者の両立を目指す中で調和をはかることと考えるが、両者のバランスについて、これまで明確な評価手法が確立されていなかったと思う。(注2)

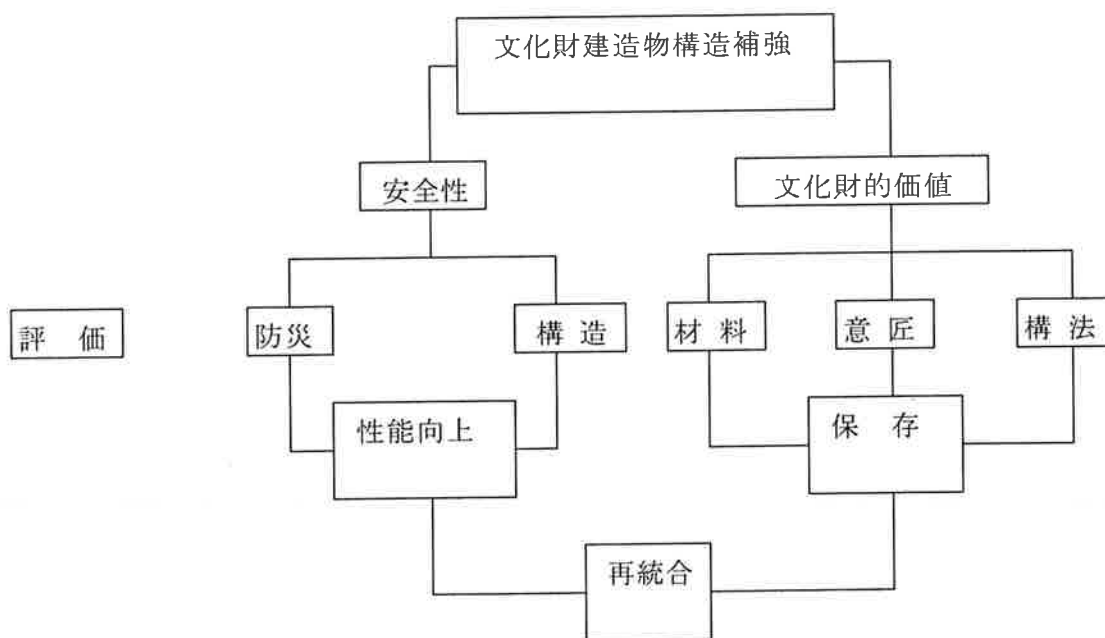


図-2 文化財建造物構造補強の考え方

文化財価値の判断については、世界的にはヴェニス憲章をはじめとする多くの判断基準がこれまで議論され、国内的には法的な現状変更規制によるシステムが確立されているが、安全性との調和については議論が重ねられていない。例えば、イコモス・インターナシ

ヨナル・ウッド・コミッティーの「歴史的木造建造物の保存に係る実施原理（最終稿）」においても両者のバランスを考慮した補強方法については言及しなかった。また、平成8年に東京芸術大学主催、文化庁・兵庫県教育委員会外共催により、ユネスコ・イコモス等の国際文化財保存機関及び16カ国の専門家が参集した国際シンポジウム「災害から文化財を守る」において、文化財の保存に関して人命が優先することが協議されたが、まだ基準とはなっていない。

一方、安全性をあずかる建築基準法では、建築物における文化的価値等に関する規定や時間的な堆積によるストックの有効利用方法について述べていない。唯一、同法第3条の建築審査会において、基準法の適用除外と言う方法で例外規定として扱う等消極的なスタンスである。

このような中で震災後に行われた耐震対策委員会の取組みは、極めて重要な示唆を与えるものと思っている。耐震対策委員会の扱った文化財は、図一1の(A)に属する建物の場合で、構造的問題が内在するものであったが、補強の考え方は以下の順番で考えられたように思う。

1. 伝統工法・在来材料による付加的な補強
2. 伝統工法及びその派生的工法・在来材料と現代材料複合による付加的補強
3. 現代工法・現代材料による付加的な補強
4. 現代工法・現代材料による置換的補強

例えば折損柱の補修で、1. は、金輪継に添板補強をする場合などを指し、2. は金輪継をして、カーボンファイバーの糸を巻いて補強をするような例を指す。3. は、折損柱の横に鉄骨フレームを組んで既存の構造材の負担を軽減するような例である。一方、4. は、既存の構造システムへの付加的な補強では安全性を確保できない場合で、例えば免震装置の導入等、既存構造システムの一部を置換して補強する場合を指す。なお、この考え方に立てば、順位1番である伝統工法・在来材料の耐力性能評価が重要となる。

4 文化財価値の保全と安全性の調和を目指して

今回の国・県指定文化財建造物の災害復旧において、40棟中2棟で免震装置の導入等、文化財の構造システムの改変を必要とする事例が見られたが、大半は在来工法を基本とした修理であった。また、重文長遠寺本堂（尼崎市）のように被災して傾斜した柱が時間と共に戻った事例や県指定昆陽寺山門（伊丹市）のように、約20cm移動し、棟が傾斜した山門を曳き戻している過程で屋根の狂いが戻るなどの現象が確認された事例もあり、現行の考え方だけでは理解できないこともあった。

文化財の重要な要素として、長い時間の中で意匠の着想や技術体系の「成長の樹系」を残していることがある。一つ一つの独創性が高い故、個々の事例について検討を要する。それ故、個々人の独断的な判断や異種のを排除する判断はできるだけ避けるべきであり、過去のものから現在のものまで四次元的に見ることが重要である。その意味で耐震対策委員会のように違う立場の人々が集まり、多角的な見方のもと、議論をつくり方針を決定していった過程は重要であったと考えている。

また、各委員会では強度不足の補完を在来の工法からできるだけ選び、実験による

データを提出した上で採用した。例えば、重文明石城では版築の強度測定を行ったり、重文旧岡田家住宅はじめ多くの災害復旧の現場では土壁の強度実験を行い、伝統的な材料がこれまで考えられていた以上に強度性能のあることを証明し始めている。最近では400年前の伏見地震による土壁被害状況の調査、茶室の実物大模型を使って葺合観測波による解析を通してより確かなデータを集積している(注3)。このような事例はいずれ現在社会に形を変えて導入される可能性のあるものであり、新築だけの世界では得難い技術となろう。

しかし、災害復旧の経験から解決方法が難しいと考えたことがある。それは文化財価値の増大速度と安全水準の増大速度が必ずしも一致していないことである。文化財価値は、指定後には余り変化しないのに対して、安全性の水準は用途変更や災害後等の社会の反応で急激に変化し、乖離が顕著になる場合があることである。

建物の強度算入方法の違いにより見かけ上不安のある場合は、実験の検証を積み重ねることにより、「真の強度」を把握して現行の安全水準を適用しても付加的な一部補強で解決は可能である。しかし、酒蔵などのように建立時の安全水準が低く、「真の強度」が(民俗)資料館等の現行安全水準を大幅に下回る場合がある。地震で沢の鶴大石蔵は倒壊し、同種の酒蔵も90%以上が崩壊した。一方、指定民具の配置は決まっており、資料館としての公開が条件であることから利用制限を加えることは難しかった。それ故、当初強度を大幅に超えた水準を担保して耐震対策委員会に諮らざるを得ない状況があった。

これらの現状に対して、「原則」では、構造的修復の意味は「構造の修復はそれ自体が目的であるのではなく、目的に至る手段に過ぎない。(2.5)」と明確に定義され、歴史的建築物の安全性評価について、「新築設計と同一の安全基準を適用すると、…行き過ぎた手段が要求されることがある。…特殊な解析ないし適切な考察により、安全性に対する別のアプローチが正当化されることがある。(3.8)」と述べている。

条文の考え方には全面的に賛成であり、「別のアプローチ」を運用で巧くカバーできればと期待している。ただ、「別のアプローチ」の解釈が建物の利用制限等による文化財価値の保全を脅かす過度な補強を避けることを考慮するだけであると、前出大石蔵のように難しい場合がある。今後、指針作成の過程で利用制限にかわる有効な代替措置の開発を考えたいと思う。

注1 平成8年度 日本建築学会大会建築史・意匠部門協議会発表資料

注2 文化財建造物の耐震的保存方法に関する研究 平成9年3月

研究代表者 加藤邦男 133頁

注3 京都大学西沢研究室

◆国際協力へ

ネパールのカトマンズ盆地には、独特な建築様式、都市が見られる。この国は、多くの民族によって構成された国家である。大別すると、インド・ヨーロッパ語系の言語を話す複数の民族とチベット・ビルマ語系の複数の民族となる。前者はヒンドゥー教徒で、カーストに帰属し、政治的に優位に立つ民族であり、後者は民族信仰を保持しつつヒンドゥー教あるいは仏教を信仰し、カースト社会より平等な社会を持つ民族である。したがって、協力を当たっては微妙な配慮が必要とされるが、外国からの協力は少しずつ行われてきた。

伝統的な建築および歴史的な環境の多くは、チベット・ビルマ語系のネワール族によって18世紀までにつくられたものである。ネワール族は、チベット・ビルマ語系の民族でありながらカーストをもち、ネパールの諸民族の中で唯一都市文明を築いた、特異な存在である。注目されるのは、彼らの都市文明の成果である建築・都市の遺構である。その歴史的な環境に現在も人々が住んでいる。

カトマンズ盆地には1768年に西方からインド・ヨーロッパ語系のゴルカ族が進出して新たに王朝をたて、その王朝が現在まで続いている。民族信仰を保持しつつヒンドゥー教あるいは仏教を信仰してきた民族の文化遺産は、ヒンドゥー教を国の宗教としてきた状況の下に置かれてきた。

この環境が急速に失われてきた。1950年代に鎖国状態を解いて以来、経済基盤は弱く、1980年代以降は貿易赤字が急増している。かつての豊かな時代のように、環境を維持することができない。立場の弱い、経済的にも豊かでない人々が伝統的な建築を維持してゆくのは無理である。かつての税制変更でも寺院も収入が減ったことが痛手になっている。技術も失われている。

カトマンズ盆地へ人口が集中して住宅の需要が高まり、痛んだ伝統的な建築が取り壊され、鉄筋コンクリート造の新しい建築が次々と建っている。



写真1. カトマンズ王宮パサンプル・チョク修復後

いっぽう、自然の災害として震害がある。過去に壊滅的な被害を受けた記録があり、1934年の例では、M.8.4の地震にカトマンズ盆地では1万人以上の死者を出し、多くの建築・都市の遺構が壊れた。各地には基壇だけを残したものが多くみられる。残ったものも、痛んでいる。また、塩害もある。雨期に毎日降る雨も屋根を痛めるが、手当が行き届かない。

窮状に、西欧諸国などが国際的に協力している。各都市における協力の事例についてご報告申上げる。

1963年にユネスコはコンサルタントを派遣し、建築などの記念物と遺跡の調査を始めた。



写真2. ラダ・クリシュナ寺修復中



写真3. パタン王宮前広場休屋修復後



写真4. ビシュワナト修復中

この結果、1975年に888点の建築などの記念物と遺跡を文化遺産として登載した目録がつくられ、1979年には、ユネスコはカトマンズ盆地を世界遺産として登録するに至った。

◆カトマンズ

ユネスコによるカトマンズ王宮の修復は、イギリス人の建築家を起用してバサンプル・チョクの修復が終わり(写真1)、1975年に国王の即位式を挙行了した。現在一部が博物館として利用されている。

郊外の遺跡スワヤンブナート寺では、かつてユネスコが仏塔が立つ丘の崖を補修した。ドイツ政府は、水道と植林を1993年から始めている。

◆パタン

パタン王宮および広場を中心に歴史的環境が伝えられている。オーストリア政府は、1980年からパタン王宮マニ・ケシャヴ・ナラヤン・チョクを国立ブロンズ博物館に転用する事業を全額援助で始め、建築家、ブロンズ修復家などを派遣して1998年に完成した。

アメリカは、1982年から90年までワールド・モニュメント基金でゴカルナの層塔などを修復した。93年には小規模であるが、パタンでラダ・クリシュナ寺の三重塔をカナダの基金の援助を受けて(写真2)、また、ウマ・マハシュワル寺を同寺の組織を中心にイギリス大使の援助を受けて修復した。最近では、19世紀以降の西洋建築の修復も試みている。いずれも、アメリカの若い建築家がネパール人のスタッフを使っのの仕事であった。

日本は、日本工業大学がネパール政府教育文化省考古局と共同で、1990年以来パタンの仏教僧院イ・バハ・バヒの保存事業に取り組み、1997年に完成した。1978年からの科研費などによる学術調査に基づいて、対象を選定し、修復計画を提案したものである。資金は、第1期では日本工業大学が3/4、ネパール政

府が1/4で、1994年からの第2期工事では全額を負担し、完成までの責任を負った。日本政府の文化庁は、1991・92年度にネパール政府考古局に技術協力し、この事業に技術者を派遣した。世界遺産としてのパタン王宮地区は、現在ではイ・バハ・バヒまでに拡張されている。

ドイツ政府は、同じく歴史都市パタンについても、1993年から建築・都市の文化遺産の修復にとりかかっている。周辺の道路網などの社会資本の基礎を歴史的遺産を生かす方向で立案したもので、例えば橋・道路を町の中心旧王宮前広場を迂回する形で考えている。最近では、王宮前広場の南側にある休屋を修復している(写真3)。

ユネスコは、近年では、パタンの王宮前広場の二重塔ビシュワナトの屋根修理にネパール政府に資金を提供した(写真4)。また、1994年からはジャパン・ファンドでパタン王宮スダリ・チョコの実測調査がノルウェイの建築家の手によって行われた。

◆バクタプル

バクタプルは、中世マッラ王朝が12世紀に都とした都市である。歴史的な環境の保存に外国が協力した例としては、西ドイツ政府の計画バクタプル・ディベロップメント・プロジェクト、いわゆるジャーマン・プロジェクトがよく知られる。計画は、1971年のヒンドゥー教僧院の復原に端を発しており、1974年から長期に亘って継続的に協力が進められている。



写真5. チェイスン・マンダパ復原後

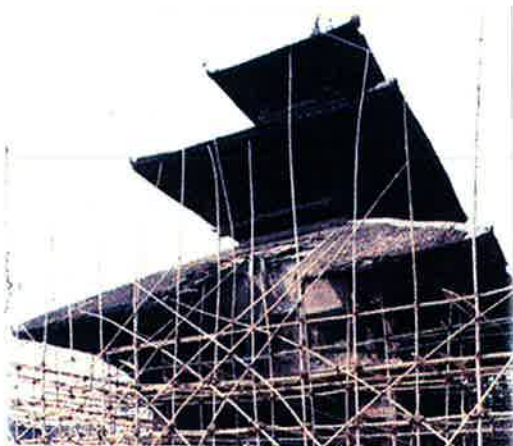


写真6. プラマヤニ修復中

資金は、西ドイツ政府が2/3、ネパール政府が1/3で、1980年までにドイツ側は2360万ルピー(180万USドル)を拠出し、この他に機器・備品を供与した。

事業の内容は、建築遺産に対しては宗教建築と伝統的な公共建築の修復と現状保存を中心に、学校、居住施設の改良、公衆便所の設置などを行っている。都市施設の遺産に対しては、街路と広場の舗装、下水の修理・延長、処理池の設置、上水道の修理・延長、ごみの收拾と処分、井戸と池の清掃と修理などを進め、計画は都市全体に及んでいる。

建築・都市遺産の保存への協力を柱としているのは、事前に十分な学術調査を蓄積してこの都市独自の歴史的な価値を評価し、そのうえで事業を現状に有効に作用するよう配慮した結果である。

バクタプルの伝統的な建築は崩壊寸前で、伝統的な景観にそぐわない新しい家がつくられていた。伝統的な建物の美しさ、価値を認めることはできるが、そこで生活することは難しい。人々の関心は、日常の利便性を満足させること

に傾く。したがって、都市の経済的な基盤を改良することで、プロジェクトへの投資を継続させようと、彼らは考えた。

まず、それまでの学術調査を基にビレンドラ国王のご成婚への贈り物としてヒンドゥー教僧院を復原し、以来、ダッタトラヤ広場周辺の伝統的建築を修理し、復原の仕事と人々の生活の状態を改善する仕事を同時に進めてきた。組織は、ドイツから派遣された建築家・都市計画家にネパール側のスタッフが協力する形でつくられた。

その後、バクタブルの保存事業には86年から93年にかけても、西ドイツ政府が協力している。

1988年からは、チェイスン・マンダパの復原計画を始める(写真5)。チェイスン・マンダパはバクタブルの王宮前広場、宮殿パチャパナジャルの前にかって立てられていた八角形平面の楼閣で、震災で倒壊後、解体されていた部材を見だし、計画はこれを復原したものである。この事業は、コール首相のネパール訪問のお土産としての協力で、1990年のドイツ統一後もドイツ連邦共和国は事業を継続し、1991年に完成した。バクタブル旧王宮前広場の復原計画の一部である。

◆パナウティ

パナウティは、盆地の東端の町である。フランスは、ここで修復にあたっている。1982年から89年にかけて、フランス国立科学研究センターの研究者たちの調査を基に半壊していた三重塔ブラマヤニなどを修理した。1990年からは政府が95年までの計画で、ブラマヤニ寺の修復(写真6)、休み屋など町全体の都市施設の修復を再開した。自国の建築家を派遣して、進めた。

以上のように、保存への協力は、主に各国の財団あるいは政府が、ネパール政府あるいはネパール側の社会組織を相手に、伝統的な建築から歴史的な環境全体まで、寺院など宗教建築から学校・道路・広場などの社会資本に及ぶ対象に進められている。しかし、リストに載る900件近い遺構の多くには、全く及ばない。

なお、考古学的な調査としては、ハディガオンの調査にイタリアの研究者があたっている。また、ルンビニの考古学的な調査およびプロジェクトには、立正大学チームが活躍している。

事務局日誌

(1999/02/01-1999/05/31)

1999年

- 2/01 US/ICOMOS より Newsletter No.6 November-December 1998 を受領。
- 2/08 ICOMOS-BULGARIA の T.KRESTEV氏より、日本イコモスとの今後の友好プログラムについての書状を受領。石井委員長が対応。
- 2/10 国際専門分科委員会 ISCARSAH が作成した Principles の原案についての日本イコモスの意見書が第3小委員会(主査・日高健一郎氏)により完成。石井委員長の書簡を添えて日高主査より ISCARSAH に送付。
- 2/15 1999年第1回拡大理事会(3/13)開催通知を顧問・理事・監事・主査・の諸氏に送付。
- 2/15 MEXICO/ICOMOS より、第12回メキシコ総会(1999/10/17-23)のパンフレットを受領。
- 2/15 ICOMOS会長の Roland SILVA 氏より、「本年10月のICOMOS総会(メキシコ)にむけて、ICOMOS Members Directoryの発行を計画しているので、日本イコモス会員の個人別資料を作成して送付してほしい」との依頼状と記入用紙などを受領。
- 2/17-23 国際専門分科委員会 ISCARSAH の全体会議がイギリスのマンチェスターで開催され、voting member の日高健一郎氏が出席。
- 2/26 文化財保護振興財団の国際会議出席助成申請用紙を、第12回メキシコ総会のシンポジウムで発表予定者・他の諸氏(5名)に送付。
- 2/26 CANADA/ICOMOS 会員 S.NICKERSON氏より、4月に日本を訪問するので、日本イコモスの会員諸氏と面談したい旨の E-mail を、西村幸夫氏を介して受領。
- 2/26 奈良市役所より、昨年末「古都奈良の文化財」が世界遺産に登録されたのを記念して同市が作成した記念写真誌・ビデオ(英・日各5部)が寄贈された。
- 3/01 (社)日本ユネスコ協会連盟より、「ユネスコ世界遺産年報 1999 No.4」を受領。
- 3/03 HUNGARY/ICOMOSの Andras ROMAN 氏より、1999年6/29-7/6に Eger で開催される「Summer Course on Monument Protection」に関し、講師派遣依頼の書簡とスケジュール等を受領。石井委員長が対応。
- 3/05 「JAPAN ICOMOS INFORMATION」第4期第5号発行。会員各位に送付。
- 3/13 日本イコモス国内委員会99年第1回拡大理事会を開催(於学士会館 1:00-5:30)。
- 3/15 ICOMOS本部(パリ)より、99年入会の9氏の会員カードを受領。同日、新入会員諸氏にカード及び会員費納入のお願い送付。
- 3/15 2/15に受領した Directoryの個人別資料作成のため、石井委員長が分かりやすく作り直した記入用紙及びスリランカ国内委員会の記入例を会員各位に送付し、記入と返送を依頼。
- 3/17 1997年12月に東京芸術大学で開催されたシンポジウムの会議記録<RISK PREPAREDNESS FOR CULTURAL PROPERTIES>1997 Kobe-Tokyo (英文500 pages)を芸大の斎藤英俊氏より受領。
- 3/17 HUNGARY の Eger で 6/29-7/6 開催される夏期講座に、杉尾邦江氏が参加される事が決定し、石井委員長よりその旨の手紙を Andras ROMAN 氏に送付。
- 3/17 文化財保護振興財団へ、第12回メキシコ総会に於いて発表もしくは座長等の役割を担う5氏の助成金申請書を送付。
- 3/17 関係機関(国内7・外国8)に「JAPAN ICOMOS INFORMATION」第4期第5号を発送。
- 3/24 US/ICOMOS より、Newsletter No.1 January-February 1999 を受領。
- 3/31 公益法人大成建設自然・環境基金より助成を受けた事業の活動及び決算報告を、受託者の安田信託銀行に提出。
- 4/05 UNESCO Publishing No.1/1998 (カタログ)を受領。
- 4/07 韓国 ICOMOS 国内委員会が 4/19 に発会式を開催するとの事で、西村幸夫氏が石井委員長との連名で祝辞を送付。
- 4/12 国際専門分科委員会 WOOD Committee (木の委員会)より、<Annual Report of the Wood Committee 1998 > "Principles for the Preservation of Historic

- Tinber Structures”その他を受領
- 4/13 ICOMOS本部より、昨年暮に送付した CIPA (International Scientific Committee on Architectural Photogrammetry) のアンケートを、早急に提出してほしい旨の E-mailを、稲葉信子氏を介して受領。石井委員長から、西村 康委員に連絡。
- 4/14 Directory の個人別記入用紙のチェック作業を、石井委員長と事務局の我妻で行う。
- 4/16 GERMAN/ICOMOS の会長 M.PETZET 氏より、「10月にメキシコで開催される第12回の ICOMOS総会において選挙の行われる会長に立候補しているので、support を願いたい」との書簡を受領。石井委員長が対応。
- 4/16 ICOMOS本部 (パリ) より、ICOMOS NEWS Volume 9, No.1 April 1999受領。
- 4/17 ICOMOS会長の Roland SILVA 氏より依頼されたDirectory の原稿を、取り纏めて SILVA 氏 (Colombo)宛に送付。
- 4/19 GREECE/ICOMOS の President Nikos AGRIANTONISより、” Hellenic Section of ICOMOS” からの「Invitation」として、4/20の国際文化財デーに、ユーゴスラビアのコソボ紛争と文化財破壊についての抗議集会を、ギリシャのアテネで開催する旨を稲葉信子氏の E-meil を介して受領。
- 4/19 ICOMOS本部より、イコモス国内委員会現状報告書のアンケート用紙を受領。石井委員長が対応。
- 4/30 憲章等助成事業関係で、第1小委員会主査、益田兼房氏が来局。渡辺事務局担当理事および事務局の我妻で作業を行う。
- 5/10 日本イコモス国内委員会研究会「近・現代建築の保存について考えるーその2 モダニズムと保存」(6月5日・土)の案内を会員各位に送付。
- 5/10 ICOMOS本部より、1999年の日本イコモスの会員名簿の確認および、1999年分として本部に納入する会費明細書を受領。
- 5/12 UNESCO世界遺産センターの Henry CLEERE 氏より、本年9月に VIETNAMの Hueで開催される UNESCO 会議に、ICOMOS代表として日本の専門家を推挙してほしい旨の依頼状を石井委員長宛に受領。
- 5/14 日本イコモス国内委員会第2回拡大理事会 (1999/6/12)の開催通知を関係各位に送付。
- 5/14 憲章等助成事業関係で、第1小委員会主査・益田兼房氏が来局し、渡辺事務局担当理事および事務局の我妻で打合せを行う。
- 5/14 AUSTRALIA/ICOMOSより <Historic Environment> Volume-14 No.2 1999(48 pages) 受領。
- 5/14 近畿日本ツーリスト発行の「世界遺産を旅する」第11巻 (メキシコ・中米・カリブ海)をアンドリュース・クリエイティブ社より受領。
- 5/17 US/ICOMOS より NEWSLETTER No.2 March-April 1999 受領。
- 5/17 5/12受領のHenry CLEERE氏の書状に関して、福川裕一氏を推挙する旨の返信を、石井委員長から CLEERE 氏に送付。
- 5/12 木造建築研究フォーラムが主催する「国際公開フォーラム」(1999/10/15-17於大阪)について、日本イコモスの協力を依頼する旨の書状と、趣意書およびプログラム案を、事務局の渡辺一正氏より受領。
- 5/19 江東区文化センター主催の文化講座「世界遺産を旅する」(5/19-7/7 毎週水曜日夜)開講。第1回目を石井委員長が担当。
- 5/21 ICOMOS本部 (パリ) から CIRC LETTER No. 7-10および国内委員会の現況報告の記入用紙受領。
- 5/23 日本イコモス国内委員会の現況報告を石井委員長が作成し、ICOMOS本部に送付。
- 5/24 ICAHM(International Scientific Committee on Archaeological Management)の会長 S.BANDARANAYAKE氏より、UNESCO Recommendation の改定に伴い、日本イコモスから senior archaeologist を委員として推挙してほしい旨の依頼状を受領。石井委員長が対応。
- 5/28 大成建設自然・歴史環境基金の助成による事業 (第1小委員会・主査 益田兼房氏)の成果物<文化遺産保護憲章 研究・検討 報告書>の印刷完了。
- 5/31 上記報告書を助成金の受託者である安田信託銀行株式会社福祉信託室に送付。

—お知らせ—

UNESCO主催

"Two Thousand Years, and More, in the History of Structures and Architecture"

伊藤延男顧問のもとにUNESCO事務局（Azdine Beschaouch氏とMounir Bouchenaki氏の連名）から送られてきた招待状によれば、標記の国際会議が以下の通り開催されます。

第1部： 2000年3月10～11日 イスラエル・ベツレヘム

第2部： 2000年3月13～15日 パリ・ユネスコ本部

詳しい内容はわかり次第、おってまたご案内します。

(広報担当：山田)

新着の US/ICOMOS NEWSLETTER

US/ICOMOS NEWSLETTERは隔月刊行されているもので、日本ICOMOS事務局に送付、寄贈されております。最新の2号について、目次だけご紹介します。

NO.1(January- February 1999)

The 1999 US/ICOMOS International Symposium

Culture, Environments and Heritage: Forging New Alliances to Create a Sustainable Future for the Past

US/ICOMOS Board Profiles: Darwina Neal

ICOMOS on the World Wide Web

1998 US/ICOMOS International Symposium on Website

The U.S. to Consider Ratification of the Hague Convention

ICOMOS Turkey Shines Again

UCLA & Getty Trust Announce New Master's in Archaeological and Ethnographic Conservation

Authenticity in the Conservation and Management of the Cultural Heritage of the Americas

US/ICOMOS 1998 Annual Report

NO.2(March-April 1999)

War Damage in the Balkans

US/ICOMOS Board Profiles: Pamela Hawkes

ICOMOS Testifies in Support of World Heritage Convention

More on the Underwater Heritage Convention

US/ICOMOS Endorses Ratification of the Hague Convention

US/ICOMOS 2nd Annual International Symposium

Symposium Conclusions

US/ICOMOS welcomes Three New Trustees and One Fellow

US/ICOMOS will convene Meeting of Experts in San Juan

US/ICOMOS & ICOMOS Mexicano enter into Cooperative Agreement

WMF links National & Cultural Heritage Conservation

ICOMOS Business From ICOMOS Paris: Change in International Dues

Report from the International VP: Executive Committee adopts Business Plan

English Heritage to Merge

News from the Belgium Wallonie-Bruxelles Committee

Training Crafts for Conservation: Spain's Escuela-Taller

US/ICOMOS qualifies for CFC Participation

事務局にはこれまでのニューズレターも保管されております。ご関心、ご興味のある方は事務局へお問い合わせください。

(広報担当：山田)

日本イコモス国内委員会・理事会 JAPAN-ICOMOS EXECUTIVE BOARD

President 委員長	石井 昭	Akira ISHII
Trustees 理事	稲葉 信子	Nobuko INABA
	上野 邦一	Kunikazu UENO
	岡田 保良	Yasuyoshi OKADA
	近藤 公夫	Kimio KONDOH
	田中 琢	Migaku TANAKA
	田原 幸夫	Yukio TAHARA
	日高健一郎	Kenichiro HIDAKA
	藤木 良明	Yoshiaki FUJIKI
	藤本 強	Tsuyoshi FUJIMOTO
	前野 まさる	Masaru MAENO
	宮本 長二郎	Nagajiro MIYAMOTO
	宗田 好史	Yoshifumi MUNETA
	安原 啓示	Keiji YASUHARA
	山田 幸正	Yukimasa YAMADA
	渡辺 保弘	Yasuhiro WATANABE
Auditors 監事	石澤 良昭	Yoshiaki ISHIZAWA
	木原 啓吉	Keikichi KIHARA
Advisors 顧問	伊藤 延男	Nobuo ITO
	稲垣 榮三	Eizo INAGAKI
	坪井 清足	Kiyotari TSUBOI

小委員会 WORKING GROUPS

Chiefs 主査	益田 兼房	Kanefusa MASUDA
	羽生 修二	Shuji HANYU
	日高健一郎	Kenichiro HIDAKA

国際諸委員会参加者 REPRESENTATIVES TO INTERNATIONAL COMMITTEES

Executive Committee	西村 幸夫	Yukio NISHIMURA
Advisory Committee	石井 昭	Akira ISHII
Specialized Committee on : Archaeological Management	牛川 喜幸	Yoshiyuki USHIKAWA
Structures	本中 眞	Makoto MOTONAKA
	日高健一郎	Kenichiro HIDAKA
Historic Towns and Villages	坂本 功	Isao SAKAMOTO
	西澤 英和	Hidekazu NISHIZAWA
Underwater Cultural Heritage	上野 邦一	Kunikazu UENO
	荒木 伸介	Shinsuke ARAKI
Training	稲葉 信子	Nobuko INABA
Historic Gardens and Sites	近藤 公夫	Kimio KONDOH
	大河 直躬	Naomi OKAWA
Vernacular Architecture	伊藤 延男	Nobuo ITO
	村上 裕道	Yasumichi MURAKAMI
Wood	松本 修自	Shuji MATSUMOTO
	益田 兼房	Kanefusa MASUDA
Earthen Structures	渡辺 保弘	Yasuhiro WATANABE
	岡田 保良	Yasuyoshi OKADA
Cultural Tourism	石井 昭	Akira ISHII
Legal Issues	河野 俊行	Toshiyuki KONO
Photogrammetry	西村 康	Yasushi NISHIMURA
Cultural Corridors	杉尾 邦江	Kunie SUGIO



JAPAN ICOMOS INFORMATION

Vol. 4, No. 6 9 June 1999

日本イコモス国内委員会 委員長 石井 昭
事務局 担当理事 渡辺保弘 職員 我妻綾子
〒169-0072 東京都新宿区大久保 3-9-5-113 (株)文化財工学研究所 気付

JAPAN-ICOMOS OFFICE

c/o Bunkazai Kougaku Kenkyusho
3-9-5-113 Okubo, Shinjuku-ku, Tokyo 169-0072, Japan
Tel. 03-3200-9355 Fax. 03-3200-9423